

令和6年度

第4回 農業委員会総会議事録

市 川 市 農 業 委 員 会

第4回 市川市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和6年7月9日(火) 午後3時30分～午後4時30分

2. 開催場所 市役所第2庁舎 4階 大会議室2

3. 農業委員 出席委員 10人

委員	1番	板橋	利行
	2番	石井	宏
	3番	小沢	伊知郎
	4番	朝倉	一江
	5番	太田	裕士
	6番	山野	孝一
	7番	岡崎	博一
	8番	神澤	晶子
	9番	小川	治夫
会長	10番	石橋	弘嗣

4. 農地利用最適化推進委員 6人

1番	久保田	章
2番	富田	憲一
3番	皆川	佳広
4番	石井	悦史
5番	大滝	與鷹
6番	平田	秀行

5. 議事日程

- 1 議事録署名委員の指名
- 2 会議書記の指名
- 3 付託調査班(委員)の指名

4 議案第1号	農地法第5条の規定による許可申請について	3件
議案第2号	生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願について	2件
報告第1号	農地法第4条又は第5条の規定による農地転用の届出について (事務局長専決分)	27件
報告第2号	農地法第18条第6項の規定による通知について	1件
報告第3号	地目変更登記に係る回答について	1件
報告第4号	相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の 証明願について	3件

6. 農業委員会事務局職員

次 長	秀谷 康久
副 主 幹	沼田 武
主 任	地村 環
主任書記	五木田 将也

7. 会議の概要

発言者	内 容
議 長	<p>ただいまより、令和6年度第4回市川市農業委員会定例総会を開会いたします。</p> <p>本日の定例総会の出席状況でございますが、農業委員10名中10名、推進委員6名中6名出席しております。</p> <p>農業委員の出席者が過半数に達しておりますので、「農業委員会等に関する法律第27条第3項」の規定により、本日の会議が成立いたしますことをご報告いたします。</p> <p>それでは、議事日程に従いまして、会議を進めてまいります。</p> <p>市川市農業委員会会議規則第9条第1項に規定する議事録署名委員につきまして、議長から指名させていただくことにご異議ございませんか。</p>
各 委 員	<p>異議なし。</p>
議 長	<p>それでは、議席1番の委員、議席2番の委員にお願いいたします。</p> <p>なお、本日の会議書記には、事務局職員の沼田副主幹、五木田主任書記を指名いたします。</p> <p>次に、来月分の付託調査班を指名いたします。</p> <p>農地関係は、第1班で、議席1番の委員、議席2番の委員です。</p> <p>農政関係は、第3班で、議席5番の委員、議席6番の委員です。</p> <p>なお、調査案件により、区域を担当する推進委員の立ち合いをお願いいたします。</p> <p>それでは、議案第1号から議案第2号までと、報告第1号から報告第4号までを議題といたします。</p> <p>慎重なるご審議をいただきますよう、お願いいたします。</p>

	<p>それでは、議案第1号「農地法第5条の規定による許可申請について」、3件でございます。事務局から議案の説明をお願いします。</p>
事務局次長	はい、議長。
議長	はい、事務局次長。
事務局次長	<p>議案第1号</p> <p>「農地法第5条の規定による許可申請について」、今回の申請は、3件でございます。議案書の1～6ページをお願いいたします。</p> <p>(1)の申請受付日は、令和6年6月21日でございます。</p> <p>申請地は東国分で、地目は田、面積は513平方メートルの内、266平方メートルです。</p> <p>区域区分は、市街化調整区域ですが、農業振興地域ではありません。</p> <p>申請理由につきましては資材置場を目的に賃借権の設定をするものでございます。</p> <p>続きまして、</p> <p>(2)の申請受付日は、令和6年6月21日でございます。</p> <p>申請地は柏井町で、地目は畑、面積は618平方メートル外1筆で、合計面積1,176平方メートルです。</p> <p>区域区分は、市街化調整区域ですが、農業振興地域ではありません。</p> <p>申請理由につきましては資材置場を目的に所有権の移転をするものでございます。</p> <p>続きまして、</p> <p>(3)の申請受付日は、令和6年6月25日でございます。</p> <p>申請地は大町で、地目は畑、面積は335平方メートルの内、133.20平方メートルです。</p> <p>区域区分は、市街化調整区域で、農業振興地域ですが農用地ではありません。</p> <p>申請理由につきましては分家住宅を目的に使用貸借権の設定をするものでございます。</p>

<p>議 長</p>	<p>説明は以上でございます。</p> <p>続きまして、調査班による現地調査報告でございますが、調査は第4班に付託しております。</p> <p>調査結果につきまして、ご報告をお願いします。</p>
<p>議席8番の委員</p>	<p>はい、議長。</p>
<p>議 長</p>	<p>はい、議席8番の委員。</p>
<p>議席8番の委員</p>	<p>現地調査は、令和6年6月28日に農地調査班第4班の委員で行いました。</p> <p>(1)の申請地は、私立三愛幼稚園の北側、道路を挟んで反対に位置し、現況は休耕地になっておりました。</p> <p>農地区分については、高速道路出入口からおおむね300m以内にあることから第3種農地と判断します。</p> <p>転用にとまなう周辺農地への影響ですが、簡易土留めを設置し土砂流出を防止します。</p> <p>雨水は自然浸透、汚水・雑排水はありません。また、埋め立てはありません。</p> <p>譲渡人は、要望により賃借権の設定をするものです。</p> <p>以上のことから、現地調査班の意見としましては、事業計画及び転用の基準に適合することから、許可相当と判断いたします。</p> <p>続きまして、</p> <p>(2)の申請地は、柏井公民館の南側、概ね300メートルに位置し、現況は休耕地になっておりました。</p> <p>農地区分については、宅地化の状況が第3種農地の場合と同程度まで進んでいる区域に近接しており、かつ10ヘクタール未満である農地であることから、第2種農地と判断します。</p> <p>転用にとまなう周辺農地への影響ですが、合板土留を設置し土砂流出を防</p>

	<p>止します。</p> <p>雨水は自然浸透させ、汚水・雑排水はありません。また、埋め立てはありません。</p> <p>譲渡人は、要望により所有権の移転をするものです。</p> <p>以上のことから、現地調査班の意見としましては、事業計画及び転用の基準に適合することから、許可相当と判断いたします。</p> <p>続きまして、</p> <p>(3)の申請地は、JR市川大野駅の北側、概ね1キロメートルに位置し、現況は休耕地になっておりました。</p> <p>農地区分については、農用地区域外に位置し市街地化が見込まれる区域内のうち、鉄道駅から1キロメートル以内にあることから第2種農地と判断します。</p> <p>転用にとまなう周辺農地への影響ですが、周囲は自己所有地のため、影響はありません。</p> <p>雨水は宅地内で自然浸透させ、汚水・雑排水は合併浄化槽にて処理し、前面道路側溝へ排水します。また、埋め立てはありません。</p> <p>譲渡人は、要望により使用貸借権の設定をするものです。</p> <p>以上のことから、現地調査班の意見としましては、事業計画及び転用の基準に適合することから、許可相当と判断いたします。</p> <p>報告は以上でございます。</p>
議 長	<p>第4班から調査報告をしていただきました。</p> <p>続きまして、申請目的の実現性に関する審査結果について、事務局から説明をお願いします。</p>
事 務 局	はい、議長。
議 長	はい、事務局。
事 務 局	それでは、農地法の許可基準に照らして、ご説明させていただきます。

(1) の譲受人は、市内に本店を置き設備工事業を営む法人です。

近隣に借りている駐車場に資材を仮置きしていましたが、不可となったことから、事務所も近い本申請地が適地として申請に至ったとのことです。

資力及び信用についてでございますが、工事費等につきましては、自己資金にて賄うことが申請書類により確認されております。

一方、信用についてでございますが、過去の状況を確認したところ、農地法違反もなく、特に問題はありませんでした。

転用行為の妨げになる権利を有する者の有無についてでございますが、農地台帳や登記記録等で、賃借人がいないことを確認いたしました。

転用による周辺への影響ですが、調査班のご報告どおり、被害防除が施されることから特に問題ございません。

工事の予定につきましては、令和6年8月1日に着工し、完了は令和6年12月31日となっております。

以上のことから、転用計画の実現については、確実性が認められるものと思われま。

続きまして、

(2) の譲受人は、市内に本店を置き造園業を営む法人です。

造園業に使用する樹木の植樹保管場所として使用するため、事務所が隣であることから利便性が高いとして、申請に至ったとのことです。

資力及び信用についてでございますが、工事費等につきましては、自己資金により賄うことが申請書類により確認されております。

一方、信用についてでございますが、過去の状況を確認したところ、農地法違反もなく、特に問題はありませんでした。

転用行為の妨げになる権利を有する者の有無についてでございますが、農地台帳や登記記録等で、賃借人がいないことを確認いたしました。

転用による周辺への影響ですが、調査班のご報告どおり、被害防除が施されることから特に問題ございません。

工事の予定につきましては、令和6年9月1日に着工し、完了は令和6年10月31日となっております。

以上のことから、転用計画の実現については、確実性が認められるものと思われま。

	<p>続きまして、</p> <p>(3) の譲受人は、松戸市在住の個人です。</p> <p>譲渡人と譲受人は親子であり、また、譲受人は土地を所有しておらず、実家の隣接地である申請地を借りて家を立て、親の様子を見ながら暮らしたいとして、申請に至ったとのことでした。</p> <p>資力及び信用についてでございますが、工事費等につきましては、借入金により賄うことが申請書類により確認されております。</p> <p>一方、信用についてでございますが、過去の状況を確認したところ、農地法違反もなく、特に問題はありませんでした。</p> <p>転用行為の妨げになる権利を有する者の有無についてでございますが、農地台帳や登記記録等で、賃借人がいないことを確認いたしました。</p> <p>転用による周辺への影響ですが、調査班のご報告どおり、被害防除が施されることから特に問題ございません。</p> <p>工事の予定につきましては、許可あり次第に着工し、完了は令和6年12月30日となっております。</p> <p>以上のことから、転用計画の実現については、確実性が認められるものと思われまます。</p> <p>説明は、以上でございます。</p> <p>事務局からの説明がおわりました。</p> <p>それでは、これより質疑に入ります。</p> <p>ご発言のある方は挙手をお願いいたします。</p> <p>なし。</p> <p>「なし」という声がありました。</p> <p>お諮りいたします。</p> <p>議案第1号「農地法第5条の規定による許可申請について」、(1) について、許可相当と決定することに、ご異議ございませんか。</p>
議 長	
各 委 員	
議 長	

各 委 員	異議なし。
議 長	<p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第1号（1）は、全会一致により許可相当という意見を付して、県知事に送付することと、決定いたします。</p> <p>続きまして、お諮りいたします。</p> <p>議案第1号「農地法第5条の規定による許可申請について」、（2）について、許可相当と決定することに、ご異議ございませんか。</p>
各 委 員	異議なし。
議 長	<p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第1号（2）は、全会一致により許可相当という意見を付して、県知事に送付することと、決定いたします。</p> <p>続きまして、お諮りいたします。</p> <p>議案第1号「農地法第5条の規定による許可申請について」、（3）について、許可相当と決定することに、ご異議ございませんか。</p>
各 委 員	異議なし。
議 長	<p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第1号（3）は、全会一致により許可相当という意見を付して、県知事に送付することと、決定いたします。</p> <p>次に、議案第2号「生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願について」、2件ございます。</p> <p>事務局から議案の説明をお願いします。</p>
事務局次長	はい、議長。

議 長	はい、事務局次長。
事務局次長	<p>議案第2号</p> <p>「生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について」説明いたします。</p> <p>議案書の7ページから10ページをお願いいたします。</p> <p>令和6年6月18日付け及び令和6年6月19日付けで生産緑地法第10条の規定に基づく「生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願」が2件、提出されましたものでございます。</p> <p>説明は以上でございます。</p>
議 長	<p>続きまして、調査班による現地調査報告でございますが、調査は第2班に付託しております。</p> <p>調査結果につきまして、ご報告をお願いします。</p>
議席4番の委員	はい、議長。
議 長	はい、議席4番の委員。
議席4番の委員	<p>議案第2号</p> <p>「生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について」(1)について、調査報告をいたします。</p> <p>現地調査は、令和6年6月27日に調査班第2班と農地利用最適化推進委員で行いました。</p> <p>対象となる生産緑地は3筆あり、市川市東消防署中山出張所の近くにある北方3丁目の3筆で、合計面積は1,132平方メートルとなります。</p> <p>主要作目は枝豆などの「野菜」となります。</p> <p>農業を経営、従事していた申出者の母が昨年10月に亡くなられ、母と同居していた申出者及びその妻は買取申出の対象となる生産緑地以外の農地</p>

議席 3 番の委員

を耕作することで精一杯であること、申出者の子 3 名は会社員、学生であり農業に従事する意思が無いことから本申請に至ったとのことです。

亡くなられた申出者の母に係る農業従事日数は年間で 300 日であることを農家基本台帳にて確認し、台帳の記載された内容について相違ないことを申出者から確認いたしました。

以上のことから、亡くなられた申出者の母について、生産緑地法第 10 条の規定に基づく「生産緑地に係る農業の主たる従事者」として証明することが相当と判断いたします。

以上でございます。

引き続き、議案第 2 号

「生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について」(2) について、調査報告をいたします。

現地調査は、令和 6 年 6 月 27 日に調査班第 2 班と地区担当の農地利用最適化推進委員で行いました。

対象となる生産緑地は 7 筆あり、JR 武蔵野線市川大野駅の北東側およそ 500 メートルにある大野町 3 丁目の 7 筆で、合計面積は 5,308 平方メートルとなります。

主要作目は「果樹 (みかん)」となります。

農業を経営、従事していた申出者の夫が今年 3 月に亡くなられ、申出者は高齢で農業に携わることが困難なこと、申出者の子 2 名はともに農業に従事する意思が無いことから農業経営を引き継ぐ方がおらず、本申請に至ったとのことです。

亡くなられた申出者の夫に係る農業従事日数は年間で 300 日であることを農家基本台帳にて確認し、台帳の記載された内容について相違ないことを申出者からも確認いたしました。

以上のことから、亡くなられた申出者の夫について、生産緑地法第 10 条の規定に基づく「生産緑地に係る農業の主たる従事者」として証明することが相当と判断いたします。

<p>議 長</p>	<p>以上でございます。</p> <p>第2班から調査報告をしていただきました。 それでは、これより質疑に入ります。 ご発言のある方は挙手をお願いいたします。</p>
<p>各 委 員</p>	<p>なし。</p>
<p>議 長</p>	<p>「なし」という声がありました。 お諮りいたします。 議案第2号「生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願について」、(1) を願出のとおり証明することに、ご異議ございませんか。</p>
<p>各 委 員</p>	<p>異議なし。</p>
<p>議 長</p>	<p>ご異議なしと認めます。 よって、議案第2号(1)は、全会一致により証明することと、決定いたします。 続きまして、お諮りいたします。 議案第2号「生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願について」、(2) を願出のとおり証明することに、ご異議ございませんか。</p>
<p>各 委 員</p>	<p>異議なし。</p>
<p>議 長</p>	<p>ご異議なしと認めます。 よって、議案第2号(2)は、全会一致により証明することと、決定いたします。 以上で、議案の審議は終了いたしました。</p>

事務局次長	<p>次に、報告第1号「農地法第4条又は第5条の規定による農地転用の届出について」(事務局次長専決分)、27件ございます。</p> <p>事務局より、報告いたします。</p>
議長	はい、議長。
事務局次長	はい、事務局次長。
事務局次長	<p>報告第1号</p> <p>「農地法第4条又は第5条の規定による農地転用の届出について」、事務局次長において専決しましたので、報告いたします。</p> <p>議案書の11ページをお願いいたします。</p> <p>今回の報告は、令和6年6月3日から6月25日までに届出がされたものであり、農地法第4条の届出は、12件、20筆、4,742.12平方メートル、第5条の届出は、15件、19筆、3,822.90平方メートルで、第4条と第5条の合計は、27件、39筆、転用面積は、8,565.02平方メートルとなります。</p> <p>なお、詳細につきましては12ページから17ページまでの記載のとおりです。</p> <p>報告は、以上でございます。</p>
議長	報告事項でございますので、ご了解をお願いいたします。
事務局次長	<p>次に、報告第2号「農地法第18条第6項の規定による通知について」、1件ございます。</p> <p>事務局より、報告いたします。</p>
議長	はい、議長。
議長	はい、事務局次長。

<p>事務局次長</p>	<p>報告第2号</p> <p>「農地法第18条第6項の規定による通知について」、報告いたします。 議案書の19ページをお願いいたします。</p> <p>本件は、農地の賃貸借に係る合意解約について、農業委員会に通知されたものです。</p> <p>土地は柏井町、地目は畑、面積は1,409平方メートルであり、令和6年6月13日に合意解約がなされ、令和6年6月13日付けで農業委員会に通知書が提出されました。</p> <p>報告は、以上でございます。</p>
<p>議長</p>	<p>報告事項でございますので、ご了解をお願いいたします。</p> <p>次に、報告第3号「地目変更登記に係る回答について」、1件でございます。 事務局より、報告いたします。</p>
<p>事務局次長</p>	<p>はい、議長。</p>
<p>議長</p>	<p>はい、事務局次長。</p>
<p>事務局次長</p>	<p>報告第3号</p> <p>「地目変更登記に係る回答について」、報告いたします。 議案書の21ページをお願いいたします。</p> <p>令和6年6月3日付けで、千葉地方法務局市川支局登記官から照会がありました。</p> <p>土地の所在は本北方、面積は186平方メートルで市街化区域に位置しており、登記簿の地目を「田」から「宅地」に変更するため、法務局へ地目変更登記申請書が提出されました。</p> <p>本件に係る申請状況は、昭和53年4月19日に農地法第5条に基づいて「運動場」を目的に転用許可等がなされております。</p> <p>そこで、事務局職員による現地確認後、令和6年6月10日に農地調査班第4班の農業委員及び区域を担当する農地利用最適化推進委員に状況の説</p>

<p>議長</p>	<p>明を行い、回答について了承をいただきました。</p> <p>なお、回答書の記載内容は、現況確認の結果に基づき「非農地」とし、その他参考事項として、現況については「宅地」と記載した上で回答しました。</p> <p>報告は、以上でございます。</p> <p>報告事項でございますので、ご了解をお願いいたします。</p> <p>次に、報告第4号「相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明願について」、3件ございます。</p> <p>事務局より、報告いたします。</p>
<p>事務局次長</p>	<p>はい、議長。</p>
<p>議長</p>	<p>はい、事務局次長。</p>
<p>事務局次長</p>	<p>報告第4号</p> <p>「相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明願について」、報告いたします。</p> <p>議案書の23ページをお願いいたします。</p> <p>本件は、相続税の納税猶予を受けている者が、納税猶予の継続届出書を税務署に提出するに際し、農業委員会による「引き続き農業経営を行っている旨の証明書」の添付が必要となっているため、証明願が提出されました。</p> <p>令和6年5月13日から6月21日に申請のあった3件について現地調査を行い、申請内容に相違がなかったため証明書を発行しました。</p> <p>報告は、以上でございます。</p>
<p>議長</p>	<p>報告事項でございますので、ご了解をお願いいたします。</p> <p>以上をもちまして、本日の議事日程はすべて終了しました。</p> <p>これで、令和6年度第4回市川市農業委員会定例総会を閉会いたします。</p> <p>ご協力ありがとうございました。</p>